

那覇市公報

第1559号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇告 示◇

- 平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率の公表について(財政課) 597
- 平成 23 年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号)(財政課)..... 597
- 平成 23 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
（ちゃーがんじゅう課）..... 601

◇公 告◇

- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について
（道路建設課）..... 603
- 住民票の職権消除の公示について(市民課) 603
- 都市計画の図書の写しの縦覧について(都市計画課) 604
- 指定管理者の指定申請について(公園管理課) 604
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について
（道路建設課）..... 606

◇消防本部訓令◇

- 那覇市火災等予防査察規程の一部を改正する訓令 606

◇消防本部告示◇

- 核燃料物質等を指定する告示の一部を改正する告示について 623

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	633
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について	633
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について	634
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	634
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	635

◇選挙管理委員会告示◇

○沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について	635
------------------------------------	-----

◇正 誤◇

○那覇市公報第 1558 号の正誤	636
-------------------------	-----

告 示

那覇市告示第 94 号

平成 23 年 9 月 28 日

掲 示 済

平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率 （単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	14.4	134.0

（注） 実質赤字比率、連結実質赤字比率の欄において「—」と表記されている場合、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

（参考） （単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	35.00	35.0	—

（注）早期健全化基準：4 指標のうち 1 つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化に取り組むことになる。

財政再生基準：将来負担比率を除く 3 指標のうち 1 つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政再生計画」を策定し、国等の監督の下、確実な財政再建に取り組むことになる。

那覇市告示第 103 号

平成 23 年 10 月 17 日

平成23年(2011年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成23年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号)

平成 23 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 8 4 7, 5 1 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 6, 1 0 0, 4 4 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		2,174,170	564	2,174,734
	2 負担金	2,174,169	564	2,174,733
13 使用料及び手数料		2,734,354	1,312	2,735,666
	1 使用料	2,167,722	1,312	2,169,034
14 国庫支出金		33,995,545	15,915	34,011,460
	2 国庫補助金	7,719,676	15,915	7,735,591
15 県支出金		8,897,621	165,217	9,062,838
	1 県負担金	5,369,290	△265,021	5,104,269
	2 県補助金	3,141,956	430,238	3,572,194
16 財産収入		354,523	5,789	360,312
	1 財産運用収入	301,461	5,789	307,250
18 繰入金		4,458,364	△336,734	4,121,630
	1 特別会計繰入金	2,836	137,600	140,436
	2 基金繰入金	4,455,528	△474,334	3,981,194
19 繰越金		400,000	1,231,845	1,631,845
	1 繰越金	400,000	1,231,845	1,631,845
20 諸収入		1,646,790	29,324	1,676,114
	3 貸付金元利収入	453,466	10,140	463,606
	4 受託事業収入	33,080	5,916	38,996
	5 雑入	1,041,948	13,268	1,055,216
21 市債		13,524,172	734,281	14,258,453
	1 市債	13,524,172	734,281	14,258,453
歳 入 合 計		124,252,935	1,847,513	126,100,448

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		910,031	6,426	916,457
	1 議会費	910,031	6,426	916,457
2 総務費		11,990,622	1,260,769	13,251,391
	1 総務管理費	9,885,543	1,260,267	11,145,810
	2 徴税費	1,078,166	502	1,078,668
3 民生費		56,223,955	211,750	56,435,705
	1 社会福祉費	16,176,935	12,334	16,189,269
	2 児童福祉費	21,019,808	191,621	21,211,429
	3 生活保護費	19,027,211	7,795	19,035,006
4 衛生費		8,425,320	39,406	8,464,726
	1 保健衛生費	4,402,722	22,501	4,425,223
	2 清掃費	4,022,598	16,905	4,039,503
6 農林水産業費		81,821	636	82,457
	3 水産業費	40,553	636	41,189
7 商工費		1,183,661	4,286	1,187,947
	1 商工費	1,183,661	4,286	1,187,947
8 土木費		15,510,080	251,976	15,762,056
	2 道路橋りょう費	1,315,044	3,000	1,318,044
	5 都市計画費	8,741,414	243,938	8,985,352
	6 住宅費	4,250,583	5,038	4,255,621
9 消防費		2,535,634	9,661	2,545,295
	1 消防費	2,535,634	9,661	2,545,295
10 教育費		12,844,595	62,603	12,907,198
	1 教育総務費	1,787,175	1,475	1,788,650
	2 小学校費	3,467,309	1,746	3,469,055
	5 社会教育費	1,781,760	58,836	1,840,596
	6 保健体育費	2,180,975	546	2,181,521
12 公債費		14,193,116	0	14,193,116
	1 公債費	14,193,116	0	14,193,116
歳 出 合 計		124,252,935	1,847,513	126,100,448

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

（単位：千円）

事 項	期 間	限度額
コンビニエンスストア収納代行業務委託事業（納税課）	平成23年度から 平成26年度まで	21,767
コンビニエンスストア収納代行業務委託事業（こども政策課）	平成23年度から 平成26年度まで	802
コンビニエンスストア収納代行業務委託事業（こどもみらい課）	平成23年度から 平成26年度まで	2,356

コンビニエンスストア収納代行業務委託事業（市営住宅課）	平成23年度から平成26年度まで	1,881
コンビニエンスストア収納に係る印刷関連業務（情報政策課）	平成24年度から平成25年度まで	43,247
那覇市若狭児童館管理運営委託料（子育て応援課）	平成23年度から平成28年度まで	49,115
那覇市安謝児童館管理運営委託料（子育て応援課）	平成23年度から平成28年度まで	49,115
安謝老人憩の家管理運営委託料（ちゃーがんじゅう課）	平成23年度から平成28年度まで	51,235
市営住宅等管理運営事業（市営住宅課）	平成23年度から平成28年度まで	326,895

2 変 更

（単位：千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
那覇市古波蔵児童館管理運営委託料（子育て応援課）	平成23年度から平成28年度まで	49,115	平成23年度から平成27年度まで	39,292
樹木剪定枝等の再生処理業務委託（クリーン推進課）	平成24年度から平成25年度まで	28,350	平成24年度から平成25年度まで	62,160

第3表 地方債補正

変 更

（単位：千円）

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方法	利 率	償還の 方法
2 社会福祉施設整備事業	261,800	普通貸借又は証券発行（登録公債）	年5%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	277,900	補正前に同じ		
5 道路整備事業	237,600				243,100			
6 都市計画事業	1,273,600				1,389,700			
7 都市公園整備事業	656,100				672,600			
8 市営住宅建設事業	847,000				841,700			
11 臨時財政対策債	4,431,738				5,017,119			

那覇市告示第 104 号

平成 23 年 10 月 17 日

平成23年(2011年)9月那覇市議会定例会で議決された平成23年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ333,138千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,425,231千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫負担金		千円 4,318,500	千円 62,695	千円 4,381,195
	1 国庫負担金	3,078,240	53,193	3,131,433
	2 国庫補助金	1,240,260	9,502	1,249,762
5 県支出金		2,635,386	8,133	2,643,519
	3 県補助金	232,152	8,133	240,285
7 繰入金		2,999,054	5,402	3,004,456
	1 他会計繰入金	2,675,405	5,402	2,680,807
8 繰越金		1	255,798	255,799
	1 繰越金	1	255,798	255,799
9 諸収入		1,669	1,110	2,779
	2 雑入	1,667	1,110	2,777
歳 入 合 計		18,092,093	333,138	18,425,231

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 687,807	千円 3,742	千円 691,549
	1 総務管理費	448,634	3,382	452,016
	2 徴収費	26,171	360	26,531
4 基金積立金		2,355	221,384	223,739
	1 基金積立金	2,355	221,384	223,739
6 諸支出金		6,052	108,012	114,064
	1 償還金及び還付加算金	6,051	31,051	37,012
	2 繰出金	1	76,961	76,926
歳 出 合 計		18,092,093	333,138	18,425,231

第2表 債務負担行為

単位：千円

事項	期間	限度額
コンビニエンスストア収納代行業務委託事業	平成23年度から 平成26年度まで	3,120

公 告

那覇市公告第139号

平成23年9月21日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・3・17号 石嶺線
- 2 施行者の名称

那 覇 市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - （2）期間 平成23年9月21日～平成25年3月31日

那覇市公告第145号

平成23年9月28日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第4項の規定により公示する。ただし、職権消除対象者名は省略する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 147 号

平成 23 年 9 月 29 日

掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定による都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項及び同法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類：那覇広域都市計画臨港地区
 - 2 都市計画の名称：那覇臨港地区（区域の変更）
泊・新港臨港地区（区域の変更）
 - 3 縦 覧 場 所：那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎 5 階）
-

那覇市公告第 152 号

平成 23 年 10 月 4 日

掲 示 済

指定管理者の指定申請について

平成 24 年 4 月 1 日からの那覇市波の上ビーチ広場の管理を行う法人その他の団体を、次のとおり募集いたします。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 名称及び位置
名 称 那覇市波の上ビーチ広場
位 置 那覇市若狭 1 丁目 2 5 番（旭ヶ丘公園内）
- 2 管理の基準及び業務の範囲
那覇市波の上ビーチ広場指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。
- 3 指定予定期間
平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日（3 年）

4 応募資格

- (1) 那覇市に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処されている者がいないこと。
- (4) 会社更生法及び民事再生法等による手続き中でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止法等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

5 指定申請の方法

- (1) 指定申請書、募集要項の配布及び提出場所
那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎4階
那覇市建設管理部 公園管理課
- (2) 提出書類
 - ①那覇市指定管理者指定申請書
 - ②定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
 - ③法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書
 - ④役員の名簿及び履歴書
 - ⑤組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - ⑥指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
 - ⑦指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - ⑧指定管理者の指定の予定期間に属する各年度のビーチ広場の管理に係る事業計画書及び収支予算書
 - ⑨納税証明書
 - ア 法人の場合は、直近3ヵ年の市税の完納証明書。設立1年未満の場合は、代表者の直近3ヵ年の市税の完納証明書。
 - イ その他団体の場合は、代表者の直近3ヵ年の市税の完納証明書。
 - ⑩その他市長が必要と認める書類
- (3) 指定申請書及び募集要項の配布期間
平成23年10月11日(火)から11月11日(金)まで
午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。
- (4) 募集要項等に関する質問受付
平成23年10月11日(火)から10月19日(水)まで
- (5) 説明会の開催
平成23年10月20日(水) 午後2時から4時
- (6) 申請書類の受付期間
平成23年10月21日(金)から11月21日(月)まで
午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。
- (7) 提出方法
指定管理者指定申請書（様式1）のほか、必要書類をご持参ください。
（郵送、FAXによる提出はできません。）

6 問い合わせ先

〒900-0004

那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎4階

那覇市建設管理部 公園管理課 當山、與儀

TEL 098-951-3239（内線8313、8314）

FAX 098-951-3206

那覇市公告第 153 号

平成 23 年 10 月 4 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

(1)種類 那覇広域都市計画道路事業

(2)名称 3・5・那15号牧志壺屋線

2 施行者の名称

那 覇 市

3 縦覧場所及び縦覧期間

(1)場所 那覇市建設管理部道路建設課

(2)期間 平成23年10月4日～平成27年3月31日

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第 10 号

平成 23 年 9 月 30 日

施 行 済

那覇市火災等予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防本部

消防長 仲 里 仁 公

那覇市火災等予防査察規程の一部を改正する訓令

那覇市火災等予防査察規程(平成15年那覇市消防本部訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 [略] 第2章 査察(第3条—<u>第22条</u>) 第3章 雑則(<u>第23条・第24条</u>) 付則 (<u>査察用語の定義</u>) 第2条 この規程における用語の<u>定義</u>は、次に定めるところによるものとする。 (1) <u>査察</u>は、法第4条又は<u>第16条の5</u>の規定に基づき消防対象物に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況について検査し、又は質問を行い、<u>火災等予防上の法又は条例の規定の不備欠陥</u>(以下「不備欠陥」という。)について関係者に<u>指摘</u>し、その是正を促すことをいう。 (2)～(5) [略] (査察の主体) 第3条 消防長又は消防署長は、この規程に基づき、査察員に査察を行う必要がある<u>消防対象物</u>(以下「<u>査察対象物</u>」という。)について査察を行わせ、当該<u>査察対象物</u>の安全の確保に努めなければならない。 (査察対象物の区分等) 第6条 [略] 2 査察は、防火対象物にあつては<u>第1号様式の防火対象物立入検査表</u>により行い、危険物製造所等にあつては<u>第2号様式の危険物製造所等立入検査表</u>により行うものとする。 (<u>査察種別</u>) 第7条 <u>査察の種別は、次のとおりとする。</u>	目次 第1章 [略] 第2章 査察(第3条—<u>第23条</u>) 第3章 雑則(<u>第24条・第25条</u>) 付則 (<u>定義</u>) 第2条 この規程における用語の<u>意義</u>は、次に定めるところによるものとする。 (1) <u>査察</u>とは、法第4条又は<u>法第16条の5</u>の規定に基づき消防対象物に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況<u>並びに危険物の貯蔵又は取扱い状況</u>について検査し、又は質問を行い、<u>火災予防又は防災上の法令違反その他不備欠陥事項</u>(以下「不備欠陥」という。)について関係者に<u>指導</u>し、その是正を促すことをいう。 (2)～(5) [略] (査察の主体) 第3条 消防長又は消防署長は、この規程に基づき、査察員に査察を行う必要がある<u>査察対象物</u>について査察を行わせ、当該<u>査察対象物</u>の安全の確保に努めさせなければならない。 (査察対象物の区分等) 第6条 [略] 2 査察は、防火対象物にあつては<u>防火対象物立入検査表(第1号様式)</u>により行い、危険物製造所等にあつては<u>危険物製造所等立入検査表(第2号様式)</u>により行うものとする。

(1) 定期査察とは、別表に掲げる防火対象物区分表により査察を行うものをいう。

(2) 特別査察とは、消防長又は消防署長が緊急その他特別な事由により必要と認める場合に行う査察をいう。

(定期査察)

第8条 消防長又は消防署長は、査察対象物について年間及び月間の実施計画を立て査察を行わせるものとする。

(特別査察)

第9条 消防長又は消防署長は、特別査察を実施する場合は、あらかじめ特別査察実施計画を立てて行うものとする。ただし、特別な事由がある場合は、その限りでない。

2 [略]

(査察員の編成)

第10条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、消防長又は消防署長は、緊急の場合において必要と認めるときは、消防士を査察員の長として指定することができる。

(事前の通知)

第11条 立入検査実施上、必要があると認め文書を用いる場合は、立入検査通知書(第3号様式)により行うものとする。

(査察の留意点)

第12条 査察員は、常に査察上の必要な知識の習得及び査察技術の向上に努め、査察に当たっては、法第4条又は第16条の5の規定によるほか、次の事項に留意

(定期査察)

第7条 消防長又は消防署長は、届出、申請、変更等に伴うもののほか、別表に掲げる査察対象物区分表により、査察実施計画を立て査察を行わせるものとする。

(特別査察)

第8条 消防長又は消防署長は、緊急その他事由により必要と認める場合は、特別査察を実施する。この場合、あらかじめ特別査察実施計画を立てて行うものとする。ただし、特別な事由がある場合は、その限りでない。

2 [略]

(査察員の編成)

第9条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、消防長又は消防署長は、緊急の場合において必要と認めるときは、消防副士長を査察員の長として指定することができる。

(事前の通知)

第10条 査察員は、緊急の場合を除き、立入検査等を行う場合において、査察関係資料、防火及び防災管理業務実施状況の確認等のため、関係者又はその代理人の立会いの必要があるときは、事前に連絡し、又は立入検査通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(査察の留意点)

第11条 査察員は、常に査察上の必要な知識の習得及び査察技術の向上に努め、査察に当たっては、法第4条又は法第16条の5の規定によるほか、次の事項に留

しなければならない。

(1)～(10) [略]

(検査事項)

第13条 査察は、火災予防及び火災に関連する人命の安全を主眼とし、査察の種類及び消防対象物の状況に応じ、次の事項に掲げるものの位置、構造、設備、管理の状況等の全部又は一部について行うものとする。

(1) [略]

(2) 消防用設備等

(3)～(9) [略]

(10) 消防計画に基づき、消防庁長官の定める事項の実施

(11)～(14) [略]

意しなければならない。

(1)～(10) [略]

(検査事項)

第12条 査察は、火災予防及び火災等からの人命の安全を主眼とし、査察の種類及び査察対象物の状況に応じ、次の事項に掲げるものの位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵又は取扱い状況の全部又は一部について行うものとする。なお、法第36条関係規定については、法第4条に規定する資料提出命令権、報告徴収権及び立入検査権を行使することができないため、この規程において、法第4条に準じ、査察を行うものとする。

(1) [略]

(2) 消防用設備等及び特殊消防用設備等

(3)～(9) [略]

(10)～(13) [略]

(14) 防災管理者選任(解任)及び防災管理に係る消防計画(変更)の届出

(15) 防災管理者の業務遂行

(16) 防災管理に係る定期点検の実施(措置命令等)

第13条 査察員は、屋外及び査察対象物において火災予防上の危険又は消火、避難その他の消防活動上の障害を認めるときは、当該関係者に対し、その場で法第3条第1項に基づき必要な措置を講じるよう指導するものとする。

2 前項の指導により、その場で必要な措置が講じられないときは、那覇市火災等予防違反処理規程(平成15年那覇市消防本部訓令第2号。以下「違反処理規程」という。)に基づき違反処理を行うものとする。

(査察員の派遣)

第14条 消防署長は、査察を実施するに当たって必要と認める場合は、第4号様式により消防長に査察員の派遣を要請することができる。

2 消防長は、前項の規定による要請があった場合は、第5号様式により査察員を派遣するものとする。

3 [略]

(立入検査結果の通知等)

第16条 消防長又は消防署長は、立入検査を実施したときは、当該消防対象物の関係者に対して、次に定めるところによりその結果を立入検査終了の日から14日以内に通知するものとする。

(1) 第1種査察対象物から第3種査察対象物までに対する立入検査の場合は、防火対象物立入検査結果通知書(第7号様式)(以下「結果通知書」という。)に不備欠陥及びその他必要事項(以下「指摘事項」という。)を記載して行うこと。

(2) 第4種査察対象物に対する立入検査の場合は、危険物製造所等立入検査結果通知書(第8号様式)に指摘事項を記載して行うこと。ただし、移動タンク貯蔵所に対する立入検査結果通知書は、別に定めるものとする。

(3) 第5種査察対象物に対する立入検査の場合は、アーケード等立入検査結果通知書(第9号様式)に指摘事項を記載して行うこと。

2 [略]

(改修等の報告)

第17条 前条の規定に基づき通知した指摘事項の改修等の報告については、改修等報告書(第10号様式)により行わせる

(査察員の派遣)

第14条 消防署長は、査察を実施するに当たって必要と認める場合は、職員派遣要請書(第4号様式)により消防長に査察員の派遣を要請することができる。

2 消防長は、前項の規定による要請があった場合は、職員派遣通知書(第5号様式)により査察員を派遣するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 [略]

(立入検査結果の通知等)

第16条 消防長又は消防署長は、立入検査を実施したときは、当該査察対象物の関係者に対して、次に定めるところによりその結果を立入検査終了の日から14日以内に通知するものとする。

(1) 第1種査察対象物から第3種査察対象物までに対する立入検査の結果を、防火対象物立入検査結果通知書(第7号様式)(以下「結果通知書」という。)に不備欠陥及びその他必要事項(以下「指導事項」という。)を記載して行うこと。

(2) 第4種査察対象物に対する立入検査の結果を、危険物製造所等立入検査結果通知書(第8号様式)に指導事項を記載して行うこと。

(3) 第5種査察対象物に対する立入検査の結果を、アーケード等立入検査結果通知書(第9号様式)に指導事項を記載して行うこと。

2 [略]

(指導事項に対する報告)

第17条 前条の規定に基づき通知した指導事項に対する報告については、改修等報告書(第10号様式)(以下「報告書」と

ものとする。

2 改修等報告書用紙は、前条に規定する通知書に添付するものとする。

3 改修等報告書には、次の事項を明示させるものとする。

(1) 指摘事項の改修等の完了年月日

(2) 指摘事項の改修等に長期間を要する場合は、改修等の具体的な計画に関する事項

(3) その他改修等の報告に必要と認められる事項

4 消防長又は消防署長は、改修等報告書に前項第2号に該当する事項の記載があったときは、改修等の計画に関して適切な指導に努め、改修等の促進を図るものとする。

5 消防長又は消防署長は、前1項の規定による改修等の報告を怠っている場合は、関係者に対して改修等報告の催告通知書（第11号様式）を交付するものとする。

6 消防長又は消防署長は、改修等報告書の提出があったときは、原則として当該査察対象物の立入検査を行った査察員に改修等の状況の確認調査を行わせるものとする。

(追跡調査)

第18条 消防長又は消防署長は、指摘事項の改修等の履行がなされていないと認める場合は、査察員に追跡調査のための立入検査を行わせ是正の推進に努めなければならない。

2 査察員は、追跡調査のために立入検査を行ったときは、その結果を追跡調査結果報告書（第12号様式）により消防長又は消防署長に報告しなければならない。

いう。）により行わせるものとする。

2 報告書は、前条に規定する結果通知書に添付するものとする。

3 報告書には、次の事項を明示させるものとする。

(1) 指導事項の履行期日

(2) 指導事項の履行に長期間を要する場合の具体的な計画に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、報告に必要と認められる事項

4 消防長又は消防署長は、報告書に前項第2号に該当する事項の記載があったときは、履行計画に関して適切な指導に努め、是正の促進を図るものとする。

5 消防長又は消防署長は、第1項の規定による指導事項に対する報告を怠っている場合は、関係者に対して催告通知書（第11号様式）を交付し是正を推進するものとする。

(追跡調査)

第18条 消防長又は消防署長は、関係者から報告書の提出があったときは、その履行期日に基づき、速やかに履行状況の追跡調査を行わせるものとする。

2 消防長又は消防署長は、前項の指導事項に対する履行がなされていないと認める場合は、更なる是正の推進に努めなければならない。

3 査察員は、追跡調査を行ったときは、その結果を追跡調査結果報告書（第12号様式）により消防長又は消防署長に報告しなければならない。

(行政指導等) 第19条 [略] (関係行政機関との連絡協調) 第21条 消防長又は消防署長は、<u>査察に関し、又は査察の結果、特に必要と認めるものについては、関係行政機関と連絡協調を図るものとする。</u> (違反処理) 第22条 消防長又は消防署長は、立入検査により<u>指摘した不備欠陥の改修等</u>が行われず、<u>過去の指導経過等から判断して違反処理が必要であると認めるときは、那覇市火災等予防違反処理規程(平成15年那覇市消防本部訓令第2号)に定めるところにより速やかに必要な措置を行うものとする。</u> 第23条～第24条 [略] [別表 別記] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第6号様式 別記] [第7号様式 別記] [第8号様式 別記] [第9号様式 別記] [第10号様式 別記] [第11号様式 別記] [第13号様式 別記] [第16号様式 別記] [第17号様式 別記]	(是正推進等) 第19条 [略] (関係行政機関との連携) 第21条 消防長又は消防署長は、<u>査察の結果、特に必要と認めるときは、関係行政機関に対し通知するとともに、連携を図り是正促進に努めるものとする。</u> (違反処理) 第22条 消防長又は消防署長は、立入検査により<u>指導した不備欠陥の是正</u>が行われず、違反処理が必要であると認めるときは、<u>違反処理規程に定めるところにより速やかに必要な措置を行うものとする。</u> (秘密を守る義務) 第23条 <u>査察員は、査察により知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u> 第24条～第25条 [略] [別表 別記] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第6号様式 別記] [第7号様式 別記] [第8号様式 別記] [第9号様式 別記] [第10号様式 別記] [第11号様式 別記] [第13号様式 別記] [第16号様式 別記] [第17号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれ	

らの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。

- 5 表の改正規定において、改正前の欄中の罫線に対応する改正後の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を削る。

付 則

この訓令は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条・第7条関係)

区分	対象	回数
第1種査察対象物	ア 法第8条の2の2第1項の規定により、定期に点検し及び報告することとされる防火対象物 イ～ウ [略]	[略]
	エ 法第8条の2の3の規定による防火対象物	3年に1回以上
第2種査察対象物	政令別表第1に掲げる防火対象物のうち法第8条第1項の適用を受けるもの(第1種査察対象物を除く)	[略]
[略]	[略]	[略]

[改正後 別記]

別表(第2条・第8条関係)

区分	対象	回数
第1種査察対象物	ア 法第8条の2の2第1項及び法第36条第3項の規定により、定期に点検し及び報告することとされる防火対象物 イ～ウ [略]	[略]
第2種査察対象物	ア 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち法第8条第1項の適用を受けるもの(第1種査察対象物を除く) イ 法第8条の2の3及び法第36条第4項の規定による防火対象物	[略]
[略]	[略]	[略]

[改正前 別記]

第1号様式(第6条関係)

(表)

防火対象物立入検査表

[略]	[略]
防火管理者職氏名	
[略]	
条例第51条に基づく届出等	
[略]	

(裏)

調査事項	検査結果○×
[略]	
防火管理者の選任届出は提出されているか	
[略]	

防火対象物の定期点検を行っているか	
[略]	

[改正後 別記]

第1号様式(第6条関係)

(表)

防火対象物立入検査表

[略]	[略]
防火(防災)管理者 職氏名	
[略]	
条例第58条に基づ く届出等	
[略]	

(裏)

検査事項	検査結果○×
[略]	
防火(防災)管理者の選任届出は提出されているか	
[略]	
防火(防災)対象物の定期点検を行っているか	
[略]	

[改正前 別記]

第2号様式(第6条関係)

危険物製造所等立入検査表

(裏)

指摘事項

[改正後 別記]

第2号様式(第6条関係)

危険物製造所等立入検査表

(裏)

指導事項

[改正前 別記]

第3号様式(第11条関係)

那 消 第 号 年 月 日

[改正後 別記]

第3号様式(第10条関係)

那 消 第 号 年 月 日

[改正前 別記]

第6号様式(第15条関係)

立入検査報告書
[略]
[略]
防火管理状況
[略]
防火対象物定期点検報告状況
[略]

[改正後 別記]

第6号様式(第15条関係)

立入検査報告書
[略]
[略]
防火(防災)管理状況
[略]
防火(防災)対象物定期点検報告状況
[略]

※ チェック項目に適は○、不適は×を記入する。

[改正前 別記]

第7号様式(第16条関係)

(表)

[略]		
防火対象物立入検査結果通知書		
[略]		
あなたの権限に係る上記の について 年 月 日消防法第4条第1項に基づき、立入検査を実施した結果は、次のとおりであります。		
なお、不備欠陥については、 <u>指摘</u> のとおり改善するよう勧告します。		
[略]		
区分	場所	指摘事項
[略]		

(裏)

区分	場所	指摘事項
[略]		
(注)		
上記指摘事項に係る改修等の結果については、速やかに改修等報告書(第10号様式)を提出してください。なお、内容等に疑問のあるときは、那覇市 番 へお問い合わせください。		

[改正後 別記]

第7号様式(第16条関係)

(表)

[略]		
防火対象物立入検査結果通知書		
[略]		
あなたの権限に係る上記の について 年 月 日消防法第4条第1 項に基づき、立入検査を実施した結果は、 <u>次のとおりです。</u> なお、不備欠陥については、 <u>指導</u> のとおり改善するよう勧告します。		
[略]		
区分	場所	<u>指導事項</u>
[略]		

(裏)

区分	場所	<u>指導事項</u>
[略]		
(注) 上記 <u>指導事項</u> に係る改修等の結果については、速やかに改修等報告書(第10号様式)を 提出してください。なお、内容等に疑問のあるときは、那覇市 番 へお問い合わせください。		

[改正前 別記]

第8号様式(第16条関係)

(表)

[略]		
危険物製造所等立入検査結果通知書		
[略]		
あなたの権原に係る上記の について 年 月 日消防法第16条の 5に基づき、立入検査を実施した結果は、 <u>次のとおりであります。</u> なお、不備欠陥につ いては、 <u>指摘</u> のとおり改善するよう勧告します。		
[略]		
区分	場所	<u>指摘事項</u>
[略]		

(裏)

区分	場所	<u>指摘事項</u>
[略]		
(注) 上記 <u>指摘事項</u> に係る改修等の結果については、速やかに改修等報告書(第10号様式)を 提出してください。なお、内容等に疑問のあるときは、那覇市 番 へお問い合わせください。		

[改正後 別記]

第8号様式(第16条関係)

(表)

[略]		
危険物製造所等立入検査結果通知書		
[略]		
あなたの権原に係る上記の について 年 月 日消防法第16条の5に基づき、立入検査を実施した結果は、 <u>次のとおりです。</u> なお、不備欠陥については、 <u>指導</u> のとおり改善するよう勧告します。		
[略]		
区分	場所	<u>指導事項</u>
[略]		

(裏)

区分	場所	<u>指導事項</u>
[略]		
(注) 上記 <u>指導事項</u> に係る改修等の結果については、速やかに改修等報告書(第10号様式)を提出してください。なお、内容等に疑問のあるときは、那覇市 番 へお問い合わせください。		

[改正前 別記]

第9号様式(第16条関係)

(表)

[略]		
アーケード等立入検査結果通知書		
[略]		
あなたの権原に係る上記の について 年 月 日消防法第4条第1項に基づき、立入検査を実施した結果は、 <u>次のとおりであります。</u> なお、不備欠陥については、 <u>指摘</u> のとおり改善するよう勧告します。		
[略]		
区分	場所	<u>指摘事項</u>
[略]		

(裏)

区分	場所	<u>指摘事項</u>
[略]		
(注) 上記 <u>指摘事項</u> に係る改修等の結果については、速やかに改修等報告書(第10号様式)を提出してください。なお、内容等に疑問のあるときは、那覇市 番 へお問い合わせください。		

[改正後 別記]

第9号様式(第16条関係)

(表)

[略]		
アーケード等立入検査結果通知書		
[略]		
あなたの権原に係る上記の について 年 月 日消防法第4条第1項に基づき、立入検査を実施した結果は、次のとおりです。		
なお、不備欠陥については、 <u>指導</u> のとおり改善するよう勧告します。		
[略]		
区分	場所	<u>指導事項</u>
[略]		

(裏)

区分	場所	<u>指導事項</u>
[略]		
(注)		
上記 <u>指導事項</u> に係る改修等の結果については、速やかに改修等報告書(第10号様式)を提出してください。なお、内容等に疑問のあるときは、那覇市 番 へお問い合わせください。		

[改正前 別記]

第10号様式(17条関係)

改修等報告書			
[略]			
年 月 日付けの立入検査結果通知書により <u>指摘</u> された事項については、下記のとおり改修等をしました。			
<u>防火管理者又は危険物保安監督者</u> 印			
<u>指摘番号</u>	改修等の概要	<u>改修等年月日</u>	※ 適用
[略]			

(注)1～2 [略]

3 未改修等の事項については、改修等計画の内容を記載すること。

[改正後 別記]

第10号様式(17条関係)

改修等報告書			
[略]			
年 月 日付けの立入検査結果通知書により <u>指導</u> された事項については、下記のとおり改修等をしました。			
<u>防火(防災)管理者又は危険物保安監督者</u> 印			

指導番号	改修等の概要	改修等履行年月日	※ 適用
[略]			

(注)1～2 [略]

- 3 未改修等の事項については、改修等計画の内容(具体的な履行期日等)を記載すること。

[改正前 別記]

第11号様式(第17条関係)

[略]			
催告通知書			
みだしのことにつきまして 年 月 日付けで那消 第 号により通知した<u>指導事項</u>についての<u>改善等</u>の報告が 年 月 日現在提出されていませんので、 年 月 日までに提出してください。			

[改正後 別記]

第11号様式(第17条関係)

[略]			
催告通知書			
みだしのことにつきまして 年 月 日付けで那消 第 号により通知した<u>指導事項</u>についての<u>改修等</u>の報告が 年 月 日現在提出されていませんので、 年 月 日までに提出してください。			

[改正前 別記]

第13号様式(第20条関係)

(表)
防火対象物施設台帳

[略]		
用途()項	<u>防火管理者</u>	
[略]	[略]	[略]

(裏)

<u>防火管理者選任</u>	[略]
----------------	-----

[改正後 別記]

第13号様式(第20条関係)

(表)
防火対象物施設台帳

[略]		
用途()項	<u>防火(防災)管理者</u>	<u>選任義務(有・無)</u>
[略]	[略]	[略]

(裏)

<u>防火(防災)管理者選任</u>	[略]
--------------------	-----

[改正前 別記]

第16号様式(第23条関係)

防火対象物査察実施結果表

区分			防火対象物区分		査察実施人員			
事項		項	[略]		[略]	消防士長	消防士	[略]
		[略]						
[略]	通常査察	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]

[改正後 別記]

第16号様式(第24条関係)

防火対象物査察実施結果表

区分			防火対象物区分		査察実施人員				
事項			[略]		[略]	消防士長	消防副士長	消防士	[略]
			[略]						
[略]	定期査察	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[改正前 別記]

第17号様式(第23条関係)

危険物・消防対象物査察実施結果表

事項			区分	[略]	査察実施人員			
			[略]	[略]	消防士長	消防士	[略]	
			[略]	[略]				
[略]	通常査察	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

[改正後 別記]

第17号様式(第24条関係)

危険物・消防対象物査察実施結果表

事項			区分	[略]	査察実施人員				
				[略]	[略]	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	[略]
				[略]					
[略]	定期 査察	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

消防本部告示

那覇市消防本部告示第3号

平成23年9月30日

掲 示 済

核燃料物質等を指定する告示の一部を改正する告示について

核燃料物資等を指定する告示(平成7年那覇市消防本部告示第1号)の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市消防本部

消防長 仲 里 仁 公

核燃料物質等を指定する告示の一部を改正する告示

核燃料物質等を指定する告示(平成7年那覇市消防本部告示第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
(趣旨) 第1条 那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号。以下「条例」という。) 第53条の2第1項の規定に基づき、核燃料物質等を次のとおり指定する。 (核燃料物質等の指定) 第2条 条例第53条の2第1項の規定する、消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で消防長が指定するものは、次に掲げる物質とする。 (1) 核燃料物質 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2項に規定する核燃料物質で、次表の左欄に掲げる種類に応じ同表の右欄に定める<u>数量以上のもの</u>	(趣旨) 第1条 那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号。以下「条例」という。) 第61条第1項の規定に基づき、核燃料物質等を次のとおり指定する。 (核燃料物質等の指定) 第2条 条例第61条第1項に規定する、消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で消防長が指定するものは、次に掲げる物質とする。 (1) 核燃料物質 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2項に規定する核燃料物質で、次表の左欄に掲げる種類に応じ同表の右欄に定める<u>数量を超えるもの</u>														
<table><tr><th colspan="2">種類</th><th>数量</th></tr><tr><td rowspan="2">ア</td><td>ウラン235のウラン238に対する比率が天然の<u>混合比</u>であるウラン及びその化合物</td><td rowspan="2">ウランの量300グラム</td></tr><tr><td>ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合比率に達しないウラン及びその他化合物</td></tr></table>	種類		数量	ア	ウラン235のウラン238に対する比率が天然の <u>混合比</u> であるウラン及びその化合物	ウランの量300グラム	ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合比率に達しないウラン及びその他化合物	<table><tr><th colspan="2">種類</th><th>数量</th></tr><tr><td rowspan="2">ア</td><td>ウラン235のウラン238に対する比率が天然の<u>混合率</u>であるウラン及びその化合物</td><td rowspan="2">ウランの量300グラム</td></tr><tr><td>ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合比率に達しないウラン及びその他化合物</td></tr></table>	種類		数量	ア	ウラン235のウラン238に対する比率が天然の <u>混合率</u> であるウラン及びその化合物	ウランの量300グラム	ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合比率に達しないウラン及びその他化合物
種類		数量													
ア	ウラン235のウラン238に対する比率が天然の <u>混合比</u> であるウラン及びその化合物	ウランの量300グラム													
	ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合比率に達しないウラン及びその他化合物														
種類		数量													
ア	ウラン235のウラン238に対する比率が天然の <u>混合率</u> であるウラン及びその化合物	ウランの量300グラム													
	ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合比率に達しないウラン及びその他化合物														

ウ	前ア又はイの物質の1又は2以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	ウランの量300グラム
エ	トリウム及びその化合物	トリウムの量 <u>300</u> グラム
オ	前号の物質の1又は2以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	トリウムの量 <u>300</u> グラム

ウ	ア又はイの物質の1又は2以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	ウランの量300グラム
エ	トリウム及びその化合物	トリウムの量 <u>900</u> グラム
オ	前号の物質の1又は2以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	トリウムの量 <u>900</u> グラム
カ	ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率を超えるウラン及びその化合物	すべてのもの
キ	プルトニウム及びその化合物	すべてのもの
ク	ウラン233及びその化合物	すべてのもの
ケ	カ、キ及びクの物質	すべてのもの

(2) 放射性物質

放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素及び放射性薬品製造規則（昭和36年厚生省令第4号）第1条第2項に規定する放射性医薬品で、次表の左欄に掲げる種類に応じ同表の右欄に掲げる数量以上のもの（種類が2以上のものについては、それぞれの種類に応じた数量に対する割合の和が1以上となるもの。）で濃度0.002マイクロキュリー毎グラム以上のもの

種類	数量
ストロンチウム90及びアルファ線を放出するもの	<u>0.1マイクロキュリー</u>
物理的半減期が30日を超える放射線を放出するもの（水素3、ベリリウム7、炭素14、硫黄35、鉄55、鉄59著しくはストロンチウム90又はアルファ線を放出するものを除く。）	<u>1マイクロキュリー</u>
物理的半減期が30日以下の放射線を放出するもの（フッ素18、ゲルマニウム71及びタリウム201並びにアルファ線を放出するもの	<u>10マイクロキュリー</u>

の1又は2
以上を含む物質

(2) 放射性同位元素

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素及び放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和36年厚生省令第4号）第1条第1項に規定する放射性医薬品で、次表の左欄に掲げる種類に応じ同表の右欄に掲げる数量以上のもの（種類が2以上のものについては、それぞれの種類に応じた数量に対する割合の和が1以上となるもの。）で濃度74ベクレル毎グラム以上のもの

種類	数量
ストロンチウム90及びアルファ線を放出するもの	<u>3.7キロボクレル</u>
物理的半減期が30日を超える放射線を放出するもの（トリチウム、ベリリウム7、炭素14、硫黄35、鉄55、鉄59及びストロンチウム90並びにアルファ線を放出するものを除く。）	<u>37キロボクレル</u>
物理的半減期が30日以下の放射線を放出するもの（フッ素18、 <u>クロム51</u> 、ゲルマニウム71及びタリウム201並びにアルファ線を	<u>370キロボクレル</u>

のを除く。)硫黄35、鉄55又は鉄59	
水素3、ベリリウム7、炭素14、フッ素18、クロム51、ゲルマニウム71又はタリウム201	<u>100マイクロキュリー</u>

(3) 火薬類

火薬取締法(昭和25年法律第149号)第2条に規定する火薬類で、次表の左欄に掲げる種類に応じ同表の右欄に定める数量以上のもの

種類		数量
火薬		<u>2.5キログラム</u>
爆薬		<u>1キログラム</u>
火工品	<u>導火線</u>	<u>100メートル</u>
	<u>銃用電管</u>	<u>1,000個</u>
	<u>信号電管</u>	<u>15個</u>

放出するものを除く。)硫黄35、鉄55又は鉄59	
トリチウム、ベリリウム7、炭素14、フッ素18、クロム51、ゲルマニウム71又はタリウム201	<u>3.7メガベクレル</u>

(3) 毒物

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項及び第2項に規定する毒物及び劇物(消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物及び危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第1条の10第1項第5号及び第6号に規定するものを除く。)で、次に掲げる数量以上のもの

ア 毒物については、30キログラム
イ 劇物については、200キログラム

(4) 火薬類

火薬取締法(昭和25年法律第149号)第2条に規定する火薬類で、次表の左欄に掲げる種類に応じ同表の右欄に定める数量以上のもの

種類		数量
火薬		<u>5キログラム</u>
爆薬		<u>すべてのもの</u>
火工品	<u>工業電管及び電気電管</u>	<u>すべてのもの</u>
	<u>信管及び火管</u>	<u>すべてのもの</u>
	<u>導爆線</u>	<u>すべてのもの</u>

	<u>実包又は空包（建設用びょう打銃用空包を除く。）</u>	<u>500個</u>		<u>鉋さい破砕器及び爆発せん孔器</u>	<u>すべてのもの</u>
	<u>建設用びょう打銃用空包</u>	<u>1,000個</u>		<u>爆発びょう</u>	<u>すべてのもの</u>
	<u>信号管、信号火せん又は煙火（がん具用煙火を除く。）</u>	<u>2.5キログラム</u>		<u>油井用火工品</u>	<u>すべてのもの</u>
	<u>がん具用煙火（クラッカーボールを除く。）</u>	<u>10キログラム</u>		<u>鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品</u>	<u>すべてのもの</u>
	<u>がん具用煙火に該当するクラッカーボール</u>	<u>2.5キログラム</u>		<u>導火線</u>	<u>100メートル</u>
	<u>工業雷管、信管その他の火工品</u>	<u>火薬にして2.5キログラム、爆薬にして1キログラムに相当する量</u>		<u>電気導火線</u>	<u>500個</u>
				<u>銃用雷管</u>	<u>2,000個</u>

	<u>実包及び 空包（建 設用びよ う打ち銃 用空包を 除く。）</u>	<u>800個</u>
	<u>薬液注入 用薬包</u>	<u>200個</u>
	<u>建 設 用 びよう打 ち銃用空 包</u>	<u>2,000個</u>
	<u>コ ン ク リート破 砕器</u>	<u>1,000個</u>
	<u>ロープ発 射 用 ロ ケット</u>	<u>10個</u>
	<u>信号雷管</u>	<u>25個</u>
	<u>信号焰管 及び信号 火せん</u>	<u>5キログラム</u>
	<u>煙 火（が ん具煙火 を除く。）</u>	<u>5キログラム</u>
	<u>がん具煙 火（ク ラッカー ボールを 除く。）</u>	<u>25キログラム</u>
	<u>がん具煙 火に該当 す る ク ラッカー ボール</u>	<u>5キログラム</u>

(4) 易燃性物質

次表の左欄に掲げる種類に応じ同表の右欄に定める数量以上のもの
〔表 別記〕

(5) 高圧ガス

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第2条に規定する高圧ガスのうち、次表の左欄に掲げる種類に応じ同表の右欄に定める数量以上のもの（液化ガス又は液化ガス及び圧縮ガスであるときは、液化ガス10キログラムをもって容積1立方メートルとみなす。）

種類	数量
メタン、エタン、 プロパン、ブタン、 エチレン、プロピレン、 ブチレン、ブタジエン、 塩化ビニールモノマー、 油ガス、石炭ガス、 水素、水性ガス、 メチルエーテル等の 可燃性ガス	30立方メートル

その他の
火工品
（火薬を
装てんし
ていない
銃用雷管
付薬きよ
うを除く。）

5キログラム

(5) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定する高圧ガスのうち、次表の左欄に掲げる種類に応じ、温度零度、ゲージ圧力零パスカルの状態に換算した数量（同表ア及びウに掲げるもののうち、液化ガス又は液化ガス及び圧縮ガスであるときは、液化ガス10キログラムをもって容積1立方メートルとみなす。）が、同表の右欄に定める数量以上のもの

種類	数量
ア メタン、エタン等 可燃性ガス（一般 高圧ガス保安規則 （昭和41年通商 産業省令第53号） 第2条第1項第1号 に定めるもの。た だし、危険物の規 制に関する政令 （昭和34年政令第 306号）第1条の10 第1項第1号及び 第3号に規定する 物質を除く。）	30立メー トル

<u>窒素又は炭酸ガス（これらのうち消火設備に使用されている消火薬剤を除く。）酸素、亜酸化窒素、クロルジフルオロメタン、アルゴン、6フッ化硫黄</u>	<u>50立方メートル</u>	<u>イ</u> <u>亜硫酸ガス、一酸化炭素等毒性ガス（一般高压ガス保安規則第2条第1項第2号に定めるもの。）</u>	<u>2立方メートル</u>
<u>(6) 有毒ガス</u> <u>次表に掲げるガスで、温度零度、ゲージ圧力零キログラム毎平方センチメートルの状態に換算して2立方メートル以上のもの</u> <u>[表 別記]</u>		<u>ウ</u> <u>酸素、窒素等その他のガス（消火設備に使用されている消火薬剤を除く。）</u>	<u>50立メートル</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 表の改正規定において、改正後の欄中の罫線に対応する改正前の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を加える。 5 改正前の欄中の表（以下「改正表」という。）の表示に対応する改正後の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正表を削る。			

付 則
この告示は、平成23年10月1日から施行する。

[改正前 別記]

第2条第4号表

種類		数量
ア	マグネシウム、ジルコニウム、テルミット又はフェロシリコン(シリコン濃度50パーセント以上)	1,000キログラム
イ	可燃性粉体	5,000キログラム
ウ	ジアゾ化合物	500キログラム
エ	ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリカーボネート、ポリニーテル、ポリウレタン、ポリスチレン、ポリアミド、ポリエステル、エポキシ樹脂又はポリメタアクリレート樹脂	フォーム状のもの 500キログラム 薄板状又はフィルム状のもの 5,000キログラム

[改正前 別記]

第2条第6号表

りん化水素、セレン化水素、硫化水素、アンチモン化水素、亜硝酸メチル、亜硝酸エチル、メチルフオスフィンジシアン、青酸ガス、フロムエチル、オゾン、二酸化塩素、ホスゲン、亜硫酸ガス、一酸化炭素、ジメチルアミン、モノメチルアミン、トリメチルアミン又は酸化エチレン

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 14 号

平 成 2 3 年 9 月 2 8 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

新 規 指 定

指定（登録）番号 第 4 4 1 号
指定工事店名 有限会社 環水テクノ開発
営業所所在地 那覇市首里末吉町4丁目6番地5
代表者名 阿波連 拡
有効期間 自 平成 23 年 9 月 20 日
至 平成 28 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第 15 号

平 成 2 3 年 1 0 月 4 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
2 0 1	有限会社 劉建設工業	豊見城市上田 524 番地 1	金城 薫

那覇市上下水道局告示第 16 号

平 成 2 3 年 1 0 月 4 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者休止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
1 9 9	テクノ総合企画	那覇市曙 2-3-21 与那アパート 301	川満 雅之

那覇市上下水道局告示第 17 号

平 成 2 3 年 1 0 月 4 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
3 9 5	有限会社 清友電水工事	沖縄市字古謝 300 番地の 1	武内 正和	平成 23 年 9 月 12 日

那覇市上下水道局告示第 18 号

平 成 2 3 年 1 0 月 4 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
3 9 6	有限会社 環水テクノ開発	那覇市首里末吉町 4 丁目 6 番 5 号	阿波連 拡	平成 23 年 9 月 21 日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 20 号

平 成 2 3 年 1 0 月 4 日

掲 示 済

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 94 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条の規定により、平成 23 年 10 月 20 日から平成 23 年 11 月 3 日までに縦覧に供する選挙人名簿の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 亀 島 賢 優

縦覧の場所

那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階

那覇市選挙管理委員会事務局

正 誤

○那覇市公報第 1558 号の正誤

2011（平成23）年10月3日付け那覇市公報第1558号の那覇市鏡水ふれあい会館条例(那覇市条例第29号)について、次のとおり訂正する。

訂正前	訂正後
	[別表 別記]

[訂正後 別記]

別表(第8条関係)

施設名	区分(部屋名)	1時間当たりの利用料金(円)	
		室料	冷房料
鏡水ふれあい会館	多目的ホール	930	300
	会議室1	400	100
	会議室2	240	100
	調理室	320	100
	キッズルーム	240	100
	和室	160	100

備考 1時間未満の利用の場合は、1時間とする。